

令和6年度第2回鎌倉市都市計画審議会 会議録

日 時：令和7年（2025年）3月27日（木）午前10時～午前11時10分

会 場：鎌倉市役所第3分庁舎講堂

出席者：村山会長、谷口副会長、村瀬副会長、市川委員、大森委員、久保田委員、大石委員、後藤委員、
久寿米木委員、永野委員、町田委員、加倉井藤沢土木事務所道路都市課長

欠席者：前川委員、森委員

事務局：永井まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長、大江都市計画課担当課長、
祖父江都市計画課課長補佐、齋藤職員、内田職員、水谷職員

関係課：不破環境部次長兼環境施設課長、鬼頭環境施設課担当係長、大島職員

傍聴者：0名

次第

1	開会
2	諮問 諮問第1号 特定生産緑地の指定について
3	報告 報告第3号 鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について 報告第4号 第8回線引き見直しに向けた取組状況について 報告第5号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について
4	その他
5	閉会

1 開会	
大江担当課長	定刻となりましたので、令和6年度第2回鎌倉市都市計画審議会を開催いたします。都市計画課担当課長の大江でございます。皆様、本日はご参加いただき、ありがとうございます。今回は急遽ご都合により、オンライン併用での開催となりましたので、接続の確認をさせていただきます。オンラインでご参加の町田委員、不具合等ございませんでしょうか。不具合ございませんので、進行を続けてまいります。この先、オンラインでご出席の町田委員におかれましては、会議中、画面はオンで、マイクはオフとしていただき、ご発言時にマイクをオンとするようお願いいたします。ここからは、村山会長に進行をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。
村山会長	議長を務めさせていただく、会長の村山です。よろしくお願いいたします。それでは、審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。
大江担当課長	本日出席しております事務局職員の紹介をさせていただきます。まちづくり計画部次長兼市街地整備課担当課長兼都市計画課担当課長の永井でございます。次に、本日は報告の関係で、環境部次長兼環境施設課長の不破、環境施設課担当係長の鬼頭、ほか環境施設課の職員と都市計画課の職員が出席しております。続いて、議題に入

	ります前に、本審議会の運営について、2点です。1点目は、会議資料の公開についてです。鎌倉市都市計画審議会会議の公開等に関する取扱要領に基づく公開とし、会議資料を公開させていただきます。なお、傍聴者については、募集を行いましたが、希望する方はいらっしゃいませんでした。2点目は、藤沢土木事務所長の星名委員から、代理人による出席希望がございました。藤沢土木事務所道路都市課長の加倉井氏の代理出席について、ご確認をお願いいたします。
村山会長	事務局から説明のあった2点について、認めてよいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	それでは、今の2点について認めるものとします。事務局から他にありますでしょうか。
大江担当課長	ご確認ありがとうございます。本日は、前川委員がまだお見えになられていませんが、現時点では、会場11名、オンライン1名の合計12名の委員の皆様にご出席いただいております。また、森委員からは、事前に欠席の旨、ご連絡いただいております。委員14名中、過半数以上の出席がありますので、鎌倉市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。
2 諮問 第1号 特定生産緑地の指定について	
村山会長	それでは、次第に沿って会議を進行いたします。本日の議題について、諮問第1号「特定生産緑地の指定について」、事務局から説明をしていただき、説明の後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。
齋藤職員	都市計画課の齋藤です。座ってご説明させていただきます。諮問第1号特定生産緑地の指定について、お手元にある資料集の諮問第1号の部分を基に説明いたします。本件は、指定から30年を迎える生産緑地地区について、所有者の意向を踏まえ、新たに特定生産緑地に指定することを諮問するものです。特定生産緑地制度の概要については、これまでの審議会でご説明しておりますので、割愛させていただきます。それではまず、資料1をご覧ください。今回は、左下にあります平成7年に指定した箇所番号154の生産緑地地区1箇所を特定生産緑地に指定することを諮問しています。次の資料2をご覧ください。ここでは、鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱と鎌倉市生産緑地地区指定基準の抜粋を示した上で、対象地の適合性を記載しています。記載のとおり、対象地は生産緑地地区の指定基準を満たしており、且つ、申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過していることから、特定生産緑地の指定の要件に適合しています。続いて、資料3をご覧ください。こちらは対象地の詳細図を示しています。対象地は腰越行政センターの東側に位置し、面積は4筆で597.33平方メートルとなっています。緑色の枠で囲っている公園の区域が隣接していますが、高低差があり、敷地は分かれています。ここで、本資料について一点訂正です。資料では、指定申出面積の597.33平方メートルを記載しておりますが、こちらを資料2にも記載している、指定面積の600平方メートルとして、この場で訂正させていただきます。皆様の机上に、修正した資料を配布しておりますので、差し替えをお願いいたします。大変失礼いた

	しました。続いて、資料4をご覧ください。平成7年指定の生産緑地地区については、記載している意向確認状況のとおり、すべての意向確認が済んでいます。今後は、指定事務のフローに沿って、今回の対象地に係る公示や利害関係人への通知等の事務を進めてまいります。最後に、資料集にはありませんが、指定に当たって現地を確認した際の写真をスライドでお示しします。先程ご説明しましたが、写真のとおり、隣接する公園の区域とは高低差があり、敷地が分かれている状況です。また、対象地ではブロッコリーやキャベツ等が栽培されており、現在も営農されていることを確認しています。以上で、諮問第1号特定生産緑地の指定についての説明を終わります。
村山会長	それでは、質疑に移ります。ただ今の説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。特定生産緑地の指定ですので、これからもこの都市農地が一定程度保全されるということで問題ないかと思います。ご意見、ご質問がなければ、諮問第1号「特定生産緑地の指定について」につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	ありがとうございます。それでは可決ということで、諮問第1号については終了したいと思います。
3 報告 第3号 鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について	
村山会長	続きまして、報告第3号「鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について」、事務局から説明をしていただき、説明の後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。
内田職員	都市計画課、担当の内田です。報告第3号鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について、ご説明いたします。本件は、現在都市計画変更に向け、手続き中のものですので「報告」という形でご説明させていただきます。手続きが進み、都市計画法に基づく縦覧を終えましたら、改めて、「付議」という形で本審議会に図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。お手元には都市計画図書の原案とスライド資料を配付していますが、パワーポイントを使用してお説明しますので、スクリーンを見ていただければと思います。スライドの右下の番号で1ページをご覧ください。本件の主旨です。本件は、名越ごみ焼却場を稼働停止し、新たにごみ中継施設を整備することに伴い、鎌倉都市計画ごみ焼却場（名越ごみ焼却場の廃止）及び鎌倉都市計画ごみ処理場（名越ごみ処理場の追加）を変更するものです。スライドの2ページをご覧ください。まずは、位置についてです。位置図には現在都市計画決定しているごみ焼却場、ごみ処理場もお示ししています。本件は赤丸でお示ししている逗子市との市境付近にある位置です。こちらで現在都市計画決定している第1号名越ごみ焼却場を廃止する変更及び新たに第2号名越ごみ処理場を追加する変更を行う予定です。スライドの3ページをご覧ください。現在、都市計画決定している第1号名越ごみ焼却場の概要です。面積は約0.4haで、都市計画決定理由は、ご覧のとおりです。スライドの4ページをご覧ください。関連する上位計画の一覧です。順にご説明いたします。スライドの5ページをご覧ください。

い。まずは鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「整開保」です。整開保では、配置の方針で、ごみ処理施設については、ごみ処理広域化を視野に入れながら、施設の継続性や新たなごみ処理施設の適正な配置等について検討するとし、おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設として、ごみ処理施設について、「既存施設の継続性や新たな施設の配置等の検討を踏まえたごみ処理施設の適切な整備を図る」としています。スライドの 6 ページをご覧ください。赤枠部分が前段でご説明した整開保の部分の抜粋です。スライドの 7 ページをご覧ください。次に第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画です。こちらでは、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組むとし、実施計画では、ごみ中継施設整備を重点事業に位置付けています。スライドの 8 ページをご覧ください。赤枠部分が前段でご説明した第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画、実施計画の抜粋です。スライドの 9 ページをご覧ください。次に鎌倉市都市マスタープランについてです。こちらでは、循環型まちづくりの方針の中でごみの処理体制の確立について、名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討するとしています。スライドの 10 ページをご覧ください。赤枠部分が前段でご説明した鎌倉市都市マスタープランの抜粋です。スライドの 11 ページをご覧ください。次に第 3 期鎌倉市環境基本計画についてです。こちらでは計画における環境施策の循環型社会の構築の中で広域連携やバックアップ体制の構築などにより、将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るとしています。スライドの 12 ページをご覧ください。赤枠部分が前段でご説明した第 3 期鎌倉市環境基本計画抜粋のです。スライドの 13 ページをご覧ください。次に第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画です。こちらでは、ごみ処理体制の構築の検討と名越クリーンセンターを今年度で稼働停止し、中継施設の候補地として利活用を検討するとしています。スライドの 14 ページをご覧ください。赤枠部分が前段でご説明した鎌倉市一般廃棄物処理計画の抜粋です。スライドの 15 ページをご覧ください。次に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画です。こちらでは、名越クリーンセンターを今年度で稼働停止し、逗子市の既存施設を利用して 2 市 1 町の可燃ごみの処理を行うこと、鎌倉市に中継施設を整備し、逗子市焼却施設に運搬するもの、としています。スライドの 16 ページをご覧ください。赤枠部分が前段でご説明した鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の抜粋です。スライドの 17 ページをご覧ください。次に鎌倉市名越中継施設整備基本計画です。こちらでは、具体的な整備に向けた施設の規模や設備、処理方法、施設配置計画（案）等を決定しています。スライドの 18 ページをご覧ください。次に区域の考え方です。下段に記載させています配置図の青枠の区域が既決定しているごみ焼却場の区域で、赤枠の区域が新たに追加するごみ処理場の区域です。0.1ha 増えていますが、これは新たに用地を取得するわけではなく、現に施設として活用し、今後も活用を予定している区域に合わせ面積を変更するものです。スライドの 19 ページをご覧ください。今後の予定です。原案を作成し、鎌倉市のまちづくり条例の手続きである原案の縦覧を令和 7 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで行いました。ここで意見陳述申出書の提出が 1 件ありましたので、先

	週の水曜日 19 日に公聴会を開催しました。こちらの申出書に対する考え方の整理、公表したのちに、市の案を確定し、都市計画法の手続きを進めてまいります。本審議会への付議は来年度の夏～秋頃を予定しています。スライドの 20 ページをご覧ください。最後に参考です。先ほどご説明させていただきました公聴会についてです。提出されました意見陳述申出書の内容です。画面にお示ししているのが申出書にあった内容です。公聴会での公述の要旨、公述に対する考え方は次回の都市計画審議会で報告させていただきます。以上で報告第 3 号の説明を終わります。
村山会長	それでは、質疑に移ります。ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。私から 1 点よろしいでしょうか。ごみ焼却施設がごみ中継施設になるということは、これまで鎌倉市内のごみが焼却場に持ち込まれ、焼却していたわけですが、中継施設になることにより、中継施設から大型のトラックで逗子市に運搬されるようなシステムに変わるということだと理解しました。車両の量や大きさがどのように変わるのか、それに対して道路等の都市基盤が十分にあるのか、あるいは周りへの住環境や自然環境にどのような影響が出てくるのか、少し補足説明をお願いしてよろしいでしょうか。
不破次長	環境部次長兼ねて環境施設課長の不破です。名越クリーンセンターでごみを焼却処理していたときとごみ中継施設を整備したときの車両の変更については、焼却施設のときには、家庭から排出された燃やすごみを収集したパッカー車が全て名越クリーンセンターに入ってきており、ごみ中継施設では家庭から排出された燃やすごみに加えて事業者から排出された燃やすごみを収集したパッカー車がごみ中継施設に入ってきます。搬送されたごみを逗子市の既存焼却施設等に運ぶため、コンテナに約 6t から最大で 7t 程度まで積載できる 10t 大型車両に積み替える予定です。大型車両は 1 日に約 15 台から 16 台を想定しています。施設の稼働時間が約 8 時間程度ですので、30 分に 1 台が搬出車両としてこれまでよりも増える形になります。また、令和 5 年度に交通量調査を実施したところ、名越クリーンセンター前の道路は特に混雑していませんが、下馬交差点では、少し渋滞が発生しています。しかし、現状の渋滞を悪化させてしまうような台数ではないと想定しています。また、周辺環境への影響については、コンテナを大型車両に引き上げる際にエンジン音が生じますが、油圧式の設備を導入することで騒音を軽減することや周辺の外壁を防音壁とするなど騒音対策をした上で、周辺環境には影響が出ないよう運用していきたいと考えます。
村山会長	ありがとうございました。周辺環境の中でもう一つよろしいでしょうか。例えば子どもたちの歩行の環境です。通学路になっている場合に 10t の大型トラックが 30 分に 1 回走るわけですが、その安全性については、いかがでしょうか。
不破次長	通学時間帯については、大型車両の運行を制限し、車両は通さないような運用をしていきたいと考えています。
村山会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
久保田委員	今の質問に付随する問題です。働き方改革等で時間の問題はあると思いますが、夜間に運搬するということは考えられないでしょうか。夜間であれば渋滞の問題はあ

	りませんし、30分に1台どころか何台も運搬できる。要するに時間も短くて済む。もちろん受け入れる方の問題もあると思いますが、同じ行政なので、そこを対応することによって1日8時間稼働しなきゃいけないものが4時間等で済むことになる方が、効率的ですし、全てにとっていいことになると思うのですが、そういうお考えは全くないのでしょうか。
不破次長	以前に夜間収集については、九州の福岡市等で実施しているののことを伺っており、検討をしたこともあります。鎌倉市の場合は、ごみ中継施設を夜間に稼働するにはごみの収集も夜に行って運搬する運用となります。鎌倉市は谷戸も多く、パッカー車が夜中に谷戸の方に入ってしまうとそのエンジン音が出てしまうこともあり、検討を行いました。実施には至っていない現状です。
久保田委員	全部を夜間にやるのは無理があるのは分かっています。例えば、パッカー車を全て電気自動車にすることによって、騒音を解消するところもあるでしょうが、今の質問は大きなコンテナを逗子市に運ぶところの時間帯の内容でございますので、そちらだけでも解消していただければプラスになると思います。今、福岡の例もございましたが、自由が丘とかでも、商店街のごみは全て夜間に出す、それで明け方までに全部回収するということを実施しており、カラスによる生ゴミの被害も全くなくなるということもございますので、ぜひ、過去の常識にとらわれず、大胆に変える必要もあると思うので、ご検討お願いいたします。
不破次長	処理施設の稼働時間の関係もありますので、そのようなことも含めて研究していきたいと考えています。
村山会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
谷口委員	質問ですが、20枚目のスライドの日本語の意味がよくわからなかったのですが、燃えるゴミの量を減らす必要が生じた、という理解と、計画の変更について再考する、ということは、18枚目のスライドの区域を変更するのを再考する、考え直すということでしょうか。次回の都市計画都市審議会でご報告するということですが、日本語の理解として、これで正しいのでしょうか。
村山会長	これは意見を出された方の文章そのままですが、補足があればお願いします。
永井次長	市民の方から出された文書そのままですので、そのまま捉えると、逗子市の環境クリーンセンターに搬入される燃えるゴミの量について運用開始が遅れているので、当初の計画よりもごみの量を減らす必要が生じたので都市計画の変更についても再考すべき事案となっている、ということで、ごみ処理場の計画書をご覧ください。備考欄に処理能力を120t/日と記載しています。区域とは別にこれを計画が遅れているから減らす必要があるのではないかとおっしゃられているのかなと考えております。先週公聴会で公述があったばかりですので、公述の要旨をまとめ、それに対する市の考え方を次回報告させていただければなと思っております。
村山会長	ありがとうございます。私も疑問に思ったのですが、逗子市、葉山町の生ごみ処理施設の運用開始が遅れているだけであって、いずれはその計画通りの処理能力になるので、それを見越したキャパシティは持っておかなければならないという理解ですかね。

不破次長	2市1町ごみ処理広域化実施計画において、逗子市と葉山町との間で、生ごみの資源化について事務委託をしています。葉山町に生ごみ資源化施設を整備し、逗子市と葉山町のごみを資源化する予定ですが、その工期が令和7年3月の予定だったものが、令和7年8月ぐらいまで遅れが生じています。工期延長に伴い、逗子市のごみが資源化できない分は逗子市既存焼却施設において焼却処理しなければならないため、鎌倉市の焼却できる量が減ってしまいます。処理量の変更と今回の都市計画変更が関係あるのではないかとのご意見をいただいていると理解しています。生ごみ資源化施設については、令和7年度には整備される見込みです。今回のごみ中継施設は、令和10年度の稼働を予定していますので、そこはバッティングすることはないと考えています。
村山会長	ありがとうございます。事実確認で重要なポイントだったと思います。他にいかがでしょうか。ご意見、ご質問がなければ、報告第3号「鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について」につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	ありがとうございます。それでは了承ということで、報告第3号については終了したいと思います。ここで、環境施設課職員退室のため、暫時休憩いたします。
3 報告 第4号 第8回線引き見直しに向けた取組状況について	
村山会長	再開します。続きまして、報告第4号「第8回線引き見直しに向けた取組状況について」、事務局から説明をしていただき、説明の後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。
水谷職員	都市計画課の水谷と申します。報告第4号第8回線引き見直しに向けた取組状況について説明いたします。報告はお手元の資料に沿って行いますので、報告第4号の資料のご用意をお願いいたします。線引きの見直しについては、前回、令和6年10月30日の本審議会で、都市計画変更しようとする、資料1ページ目、1の(1)から(4)で示す神奈川県決定の4案件と、市決定の用途地域の変更について、素案の概要及び縦覧結果等の報告を行いました。本日は、線引き見直しに係る県決定案件について、令和6年10月31日の木曜日に都市計画公聴会を開催したため、その結果について報告いたします。公聴会の開催に当たり、令和6年9月6日の金曜日から27日の金曜日までの3週間、県の要領等に従い、図書の閲覧と公述の申出を受け付けました。その結果、1名の方から1件の公述申出がありました。公述意見の内容は、大きく分けて、「鎌倉市の津波避難計画について」、「津波対策に係る具体の提案について」、「鎌倉市の津波対策と神奈川県の危機管理体制への要望」となっています。次に、公述意見の要旨とそれに対する県の考え方について説明します。資料2ページ目、表の左側をご覧ください。「鎌倉市の津波避難計画について」の公述意見の要旨は、「現行の津波防災計画の問題点と検証の結果、地域性を考慮した津波避難計画の変更と実行が必要」という意見です。これに対して、表の右側に示す県の考え方は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と都市マスタープランにおいて、減災と避難の観点でまちづくりに取り組むことを位置付けてお

	り、立地適正化計画の防災指針に沿って、津波避難対策を実施していく。」という見解です。次に「津波対策に係る具体の提案について」の公述意見の要旨は、「AIを活用した、地域ごとの津波情報のリアルタイム伝達と津波予知能力の向上を図ること」や「各種避難施設ないしは避難場所を整備すること」を提案する旨の意見です。これに対する県の考え方は、「津波対策に係る具体の提案については、県及び市の所管部局に伝える。」という見解です。最後に、「鎌倉市の津波対策と神奈川県危機管理体制への要望」の公述意見の要旨は、「津波災害警戒区域指定のための申請を行うこと」と「広域防災の危機管理体制作りに関して、関係機関との連絡網・チーム作りの音頭を早急に執っていただくこと」という趣旨の要望です。これに対する県の考え方は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、津波災害警戒区域の指定の検討を位置付けている。なお、津波災害警戒区域の具体的な指定及び県の広域防災の危機管理体制に関する意見については、県及び市の所管部局に伝える。」という見解です。公述意見の要旨と県の考え方の説明は以上となります。公述意見を踏まえた都市計画素案の変更は行いません。なお、公述意見の要旨と県の考え方については、令和7年1月31日の金曜日に開催された神奈川県都市計画審議会において、県から審議会に内容を報告し、意見なしとして報告を終えています。また、令和7年2月28日付で公述人に見解を送付し、同年3月3日付で県と市のホームページにおいても公表しています。最後に今後の予定です。現在進めている国関係省庁との事前協議を終えた後に、都市計画面案として確定し、案の公告及び縦覧と、決定権者が設置する都市計画審議会への付議など、所定の都市計画手続きを進め、令和7年内に変更告示を行う予定です。以上で報告を終わります。
村山会長	それでは、質疑に移ります。ただ今の説明についてご意見、ご質問はありますか。県の考え方が整理されていて、これはもう既に3月3日に公表済みということで、その報告でございました。結果として、都市計画素案の変更は行わず、このまま手続きを進めていくということで、問題はないと思います。ご意見、ご質問がなければ、報告第4号「第8回線引き見直しに向けた取り組み状況について」につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	ありがとうございます。それでは了承ということで、報告第4号については終了したいと思います。
3 報告 第5号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について	
村山会長	続きまして、報告第5号「鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について」、事務局から説明をしていただき、説明の後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。
祖父江課長補佐	都市計画課の祖父江です。報告第5号鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について、ご説明いたします。お手元にはスライド資料を配付していますが、パワーポイントを使用してご説明しますので、スクリーンを見ていただければと思います。スライドの右下の番号で1ページをご覧ください。まず都市マスタープランについてです。都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方

針」として都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられ、その中で基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針いわゆる整開保に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとし、市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければならないとしています。スライドの 2 ページをご覧ください。次に位置付けです。前段でご説明した通り、都市マスタープランは、国土利用計画、整開保及び総合計画に則し、かつ部門別の取組みと整合性を持った都市計画・まちづくり分野の総合的かつ具体的で地域に則したマスタープランとなります。スライドの 3 ページをご覧ください。続きまして役割です。役割としては、都市計画のマスタープランであると同時に、総合計画の基礎条件（土地利用）に関わる部分の計画としての位置付けを持つ。部門別計画等の既存計画を調整・統合し、さらに今後の部門別計画、実施計画の指針とする。地域レベルでのきめ細かなまちづくりの指針を作成し、地区計画等の適用指針として活用する。これらが都市マスタープランの役割となります。スライドの 4 ページをご覧ください。続きましてこれまでの都市マスタープランの沿革です。当初の都市マスタープランは計画期間 30 年とし、平成 10 年 3 月に策定されました。この 30 年の計画期間の間に増補版の策定、評価・検討を行った白書 2011 を作成し、現行の都市マスタープランに改定しました。現行の都市マスタープランは計画期間 30 年が経つ、令和 10 年 3 月（令和 9 年度末）で終了となります。スライドの 5 ページをご覧ください。続きまして、改定に向けたスケジュールです。令和 10 年度に改定・運用を開始するため、令和 8 年度から改定に向けた作業を開始します。この作業に向け、今年度から現行の都市マスタープランの評価・検討に取り組んでいます。また、下段には、都市マスタープランに関連する計画の一部を記載しています。令和 10 年度に改定する際にはこれらの計画に沿ったものとなります。スライドの 6 ページをご覧ください。続きまして前段で今年度から取り組んでいる旨をご説明させていただいた評価・検討についてです。評価については、先ほどご説明した都市マスタープランの沿革であった白書を参考に行います。現行の都市マスタープランの各部門別方針の具体的な方針について、関連課の取組、実績等を意見聴取し、事務局でまとめ本審議会で評価をいただくことを考えています。スライドの 7 ページをご覧ください。続きまして評価の方法です。関連課にこちらの表の項目に沿って照会をしています。内容としては、現行の都市マスタープラン改定以降の取組や担当内の評価、その評価に対する、内外の要因、現行の都市マスタープランとの相違点や要望についてです。具体的には次のスライドで評価の例をお示しします。スライドの 8 ページをご覧ください。評価例です。こちらは都市マスタープラン 62 ページの自然環境の保全・回復の方針の具体的な方針に記載されている、1) 独自の地形をいかした骨格的な緑地構造の保全、(1) 歴史的遺産と一体となった緑地の保全、の内容について、みどり公園課の評価の内容です。一番左に記載されている具体的な方針は、都市マスタープランに記載している内容です。こちらの例では、歴史的遺産と一体となって緑地の保全を図るため、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定拡大を神奈川県に要請していく旨が記載されています。それに対し、みどり公園課は平成 27 年以降の取組・担当内評価で国、県に指定の拡大を継続して要望、打合せを実施して

	いる旨を記載しています。内的要因では、令和4年に改定した緑の基本計画でも当初計画から引き続き指定の拡大の方針としていること、外的要因では、未指定の区域で歴史的に重要な文化的遺産が発見されたため、区域を指定する必要性について記載されています。このような評価を各方針について関係課にそれぞれ評価を行ってもらっています。スライドの9ページをご覧ください。次に評価の視点です。前段の評価例のように関係課が記載したものを評価します。取組状況や内外の要因について種別に分け評価を行います。また、内外の要因については、種別のほか、プラスに作用した場合「+」、マイナスに作用した場合「-」に分けます。具体的な記入例は次のスライドでお示しします。スライドの10ページをご覧ください。評価の記入例です。赤枠で囲っている部分が担当課内評価・取組状況を基にこちら都市計画課で評価した内容です。記入例では、都市マスタープランで記載のとおり、歴史的風土特別保存地区の拡大に向け調整を行っている旨や取組を継続していくことが大切な旨を記載し、評価しています。このような評価をそれぞれ行っています。スライドの11ページをご覧ください。次に関連課による評価内容の中で、現行の都市マスタープランと方針が異なる関連課評価を2つ紹介させていただきます。まずは、79ページにある循環型のまちづくりの方針におけるごみの処理体制の確立についてです。先ほど報告第3号でごみ焼却場及び処理場の変更についてご報告させていただきましたが、関連した内容です。現行の都市マスタープランの方針では、朱書き部分のとおり、山崎下水道終末処理場未活用地における新ごみ焼却施設の建設に向けた準備を進めます。としています。先ほどの第3号ごみ焼却施設およびごみ処理場の報告のように、方針を変更し、ごみ中継施設を整備することとなったことからこちらの方針については都市マスタープランの改定時の課題として整理していかなければならない方針です。スライドの12ページをご覧ください。もう1つ紹介させていただきます。63ページにある自然環境の保全・回復の方針の身近な緑の創出、拡大の中で、建物の屋上やベランダ等の緑化の推進や街区公園、近隣公園等の整備により、身近な緑の拡大と地域住民のニーズに対応できる緑地の創出に努める。とありますが、担当課のみどり公園課では、建物の屋上やベランダ等の緑化を積極的に推進しておらず、地植えを原則としていることや街区・近隣公園の整備は緑地の拡大・創出とは趣旨が異なる旨の記載があったため、こちらの方針についても改定時の課題として検討し、整理していかなければならない方針です。スライドの13ページをご覧ください。最後に参考に2011年に評価・検討をおこなった白書の抜粋です。前段でご説明した通りのことをこちらの白書でも行っています。関連課で評価を行い、それに対し、評価や今後の課題の抽出をしています。このようなやり方で来年度、本審議会で評価をいただこうと考えています。以上で報告は終わります。
村山会長	それでは、質疑に移ります。ただ今の説明についてご意見、ご質問はありますか。
谷口委員	ちょっと教えていただきたいのですが、スライドの12ページのところで、例えば、建物の屋上やベランダ等の緑化を推進すると書いてあったところを、それを推進し

	ていないので、この推進すると言っていたところを変えるというつもりなのでしょうか。マスタープランというのは、あっちに向かっていくよ、という目標があって、その目標に向かってどこまで到達したのかというのを評価するのかと思うのですが、到達していないからその目標を変えるという感じに聞こえてしまうのですが、そうなのでしょうか。
祖父江課長補佐	現段階では、関係各課に照会し、回答をいただいているところです。それを基に、変えていくというものではなくて、課題として検討し、これから整理していこうと考えています。
永井次長	ここでのみどり公園課の内容というのは、具体的な方針の部分をご覧くださいと、赤字にはなっていないのですが、一番左側の欄の中段で「都市緑地法に基づく緑化地域の指定等に取り組みます」ということが書かれています。今、この緑化地域という地域地区の都市計画決定につきましては、恒久的に緑化地を残していくという地域地区の指定ですが、これは建築確認要件にもなるし、違反对応もあるというので難しいだろう、ということで、みどり公園課所管の緑の基本計画という個別計画の中で、緑化地域の指定に関する方針というのをだいぶ弱めた書き方にしています。それが何に繋がるかと言いますと、緑化地域の指定においては、屋上緑化とかそういうものも都市の緑化地とカウントする、建物を建てたときに緑化率15%とか20%と屋上の緑化部分もカウントすることができる、というのがこの都市緑地法という法律に定める緑化地域となりますが、現在、鎌倉市で運用している開発事業条例においては、原則として屋上緑化あるいはベランダの緑化というものを認めないという運用をしています。要するに、ちゃんと緑化地を作るのであれば、「地べたに緑を植えてくださいね」という方針で市長の協議を行っていますので、その方針と異なるのではないかということを、みどり公園課は書いてきているということです。それについて、課長補佐の祖父江の方から申し上げたように、この評価の原課の考え方というものが本当に正しいか、谷口先生がおっしゃるように、「いやもっといろんな手法があるかと思うので、マスタープランには書いておくべきなのではないか」というところを今後議論していきたいと考えております。
町田委員	資料を拝見しながら説明を受けましたが、本当にいろいろ積み上げられてきたところで、またこういう次の計画を立てていただくにあたり、やはり鎌倉市の中で、スライドにもありますが歴史的風土特別保存地区はこういった指定拡大とか都市の中でも緑地しっかりと守っている制度運用が鎌倉市の強みだと思いますので、今後もそういった展開に繋がっていくことを期待しています。
村山会長	私からやや厳しい意見かもしれませんが、この評価のやり方を見て、これはぜひやるべき作業だとは思いますが。関係各課に問い合わせをして、関係各課が持っている基本計画の方が最近アップデートされたものが多いので、そのときに当然いろんな調査を実施しながら施策を組んでいて、それと都市マスタープランの不整合とか課題を指摘しているので、とても良い作業だと思います。ただ、それだけで現行の評価と言ってしまっているのか、というのが私の問題意識であります。一つはこれだと基本的にマスタープランに書いてあることが行われているかどうかの進捗状況

	の評価になっていて、関連する分野の計画との整合性をチェックするもので、それは基本中の基本ですが、この 30 年間で起こったいろんな社会経済環境の変化に、この現行のものが対応しているかどうか、恐らく対応していないと思います。いろんな大きな変化がありましたので、もう少し大局的に見たときの評価の視点も重要だと思います。それから、都市計画課としての評価というのもやらなければいけなくて、土地利用とか建物がこの 30 年間でどんどん変わっていますから、どのように市街地が少し広がったとか、あるいは人口や世帯数が減っているところは空き家などが出てきて、空洞化の方向にあるとか、そういうデータを使って客観的に土地利用や建物の動向を見る、あるいは交通のいろんな課題については交通の担当課もやっているかもしれませんが、特に都市計画課がやらなければいけないと思います。他の課でやらないことでやらなければいけないことは、やはり土地利用と建物の動向の調査、これは都市計画基礎調査、5 年に 1 回やることが法律で決まっています、こういう都市マスタープランの改定に使うことになっていますので、そこはしっかりとやっていただきたいなと思います。ただそれは今年度やることではなくて、策定作業が始まり、コンサルタントと一緒に作業をすると思いますが、現行の評価といったときには今申し上げた二つのこともぜひ取り入れてほしいなと思います。
永井次長	会長のおっしゃるとおり、あえて評価のところで、白書という言葉を使っておりますが、これは今ある都市マスタープランに基づいた事務の進捗というところを示しています。当然、今後都市マスタープランを次期どのようにしていくかということにつきましては、会長がおっしゃられたような社会情勢の変化、それから土地利用の変化、これは、おっしゃっていただいた都市計画基礎調査を 5 年に 1 回やっておりますので、その内容を反映させます。それ以外にも、私どもだけでは考えもつかないような反映させる事項が出てくるとと思いますので、おっしゃっていただいたとおり、予算が確保できれば、委託業務を発注して、コンサルタントと一緒にやっていきたいと考えております。あとは、都市計画課としての評価ということで、先程、祖父江の説明の中にもありましたが、現状の評価というところで、スライドの 10 ページの赤枠で囲んだ一番右の欄、評価の記入例と書いてありますが、我々都市計画課あるいは都市計画審議会の事務局という立場で評価させていただき、「こういう評価でよいでしょうか」というところを審議会にも評価させていただいて、審議会のご意見もいただいた上での評価としてまとめてまいりたいと考えております。
村山会長	他にいかがでしょうか。この都市マスタープランの改定は、スライドの 5 ページにあるとおり、これからかなり数年間でやる作業なので、他の自治体の改定に関わりどのように改定すべきなのかとか、どのようなマスタープランにするのかという最初の議論が十分になされていないと、なかなかその後の作業をやってもうまくいかないというか、マスタープランとしてまとまっていけないことが多いので、ぜひこの都市計画審議会の中では、令和 7 年度中にいろいろな改定作業開始の前の準備があると思いますので、その進め方について幅広く委員の皆さんのご意見もいただきながら、進められるといいのかなと思います。ご意見、ご質問がなければ、報告第

	5号「鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について」につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	ありがとうございます。それでは了承ということで、報告第5号については終了したいと思います。
4 その他	
村山会長	ここで、議題が全て終了いたしました。事務局から何かありますか。
大江担当課長	ご審議ありがとうございました。次回の都市計画審議会の開催につきましては、事務局から日程の調整をさせていただいておりますが、令和7年5月12日、月曜日、午後3時開始で、本審議会の諮問等基準に規定する案件の諮問を予定しております。正式な開催通知については、後日、改めてお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
5 閉会	
村山会長	委員の皆様から他に何かございますか。ないようですので、以上をもちまして審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。